

 市章	<h1 style="font-size: 2em;">大和高田市公報</h1>	 市の木：さざんか
<h2 style="font-size: 1.5em;">目 次</h2>		
条例 6		
大和高田市行政組織条例の一部を改正する条例（企画創生課） 6		
大和高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（自治振興課） 7		
税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例（法務情報課） 7		
大和高田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（企画創生課） 8		
大和高田市運動場条例等の一部を改正する条例（企画創生課） 8		
大和高田市議会基本条例（議会事務局） 9		
訓令 13		
令和2年度大和高田市立6保育所外国人講師派遣事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（保育課） 13		
告示 14		
放置自転車等の移動、保管（生活安全課） 14		
公示送達（保険医療課） 16		
公示送達（税務課） 16		
引取りのない自転車等の処分（生活安全課） 16		
令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）等の要領の公表（財政課） 17		
公示送達（収納対策室） 25		
公示送達（収納対策室） 25		
公示送達（収納対策室） 26		
公告 26		
令和2年度大和高田市新型コロナウイルス感染症対策物品（便座クリーナー用ディスペンサー等）購入に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 26		
農用地利用集積計画の縦覧（産業振興課） 29		
浮孔小学校東校舎棟耐力度調査業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 29		
大和高田市保健センター集団検診室等室内改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 32		
医師住宅ブロック塀改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 35		
秋吉地内（秋吉池）測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 38		
公売公告（収納対策室） 40		
公売公告（収納対策室） 42		
浮孔小学校既存校舎解体工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 46		

葛城コミュニティセンター外壁改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	49
大和高田市立病院施設維持管理業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	52
選挙管理委員会	55
大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1等（選挙管理委員会）	55
選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	56
監査委員	56
令和元年度出資団体の監査の実施結果（監査委員）	56
公営企業	58
水道事業指定給水装置工事事業者の廃止（水道総務課）	58
水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課）	58

公布された条例のあらまし**◇大和高田市行政組織条例の一部を改正する条例**

1 理由

人口減少及び高齢社会の進行等の著しい社会情勢の変化の下、多様化及び複雑化する行政課題に迅速に対応するため、機構改革を行うものです。

2 内容

1 所掌事務が多岐に渡っていた市民部を再編するため、地域コミュニティ、産業、スポーツ、文化といった地域資源を活かしてまちの振興に取り組む部門を集約した「地域振興部」を新設するとともに、環境建設部から衛生部門を市民部に移管し、市民生活に密接する部門に特化した「市民生活部」に改めます。

2 財務部に環境建設部の契約部門を編入するとともに、企画政策部の法務部門を加え、部の名称を「総務部」に改めます。

3 その他所要の改正

3 施行期日

令和3年4月1日

◇大和高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

1 理由

固定資産評価審査委員会における審査の円滑化を図るため、当該委員会の審査事務に従事する書記の人数に関する上限を廃止するものです。

2 内容

固定資産評価審査委員会の審査事務に従事し、委員会の庶務を処理するために置く書記の人数の上限に関する規定を削除します。(第4条関係)

3 施行期日

公布の日

◇税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例

1 理由

租税特別措置法の改正に伴い「特例基準割合」の用語が見直され、延滞金の計算の基礎となる割合が「平均貸付割合」と規定されることを受けて、用語の整理を行うほか所要の改正を行うものです。

2 内容

第1条 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例(附則第2項関係)

「特例基準割合」の用語を「延滞金特例基準割合」に改め、当該割合の算定の基礎となる割合を新たに「平均貸付割合」と規定します。

第2条 大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(附則第2項関係)

「特例基準割合」の用語を「延滞金特例基準割合」に改め、当該割合の算定の基礎となる割合を新たに「平均貸付割合」と規定します。

第3条 大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

- (1) 「特例基準割合」の用語を「延滞金特例基準割合」に改め、当該割合の算定の基礎となる割合を新たに「平均貸付割合」と規定します。(附則第6条関係)
- (2) その他所要の改正を行います(第4条関係)

3 施行期日

令和3年1月1日

◇大和高田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

1 理由

近年のスポーツ及び文化に関わる分野の教育の枠組みを超えた広がり鑑み、スポーツ及び文化に関する事務を市長部局に集約することで、健康や市民協働、交流等における一体的な施策の推進及び更なる地域活力の向上を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において教育委員会の職務権限と定められている当該事務を市長の所掌事務とするための条例を制定するものです。

2 内容

1 次に掲げる教育に関する事務を市長が管理し、及び執行するものとします。

- (1) スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)
- (2) 文化に関すること(文化財の保護に関するものを除く。)

2 1の権限の移譲に伴い、大和高田市スポーツ推進審議会条例において規定される教育委員会の権限に関する事項を市長の権限に関する事項とする改正を附則において行います。

3 施行期日

令和3年4月1日

◇大和高田市運動場条例等の一部を改正する条例

1 理由

大和高田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定により、教育委員会の職務権限と定められているスポーツ(学校における体育に関するものを除く。)及び文化(文化財の保護に関するものを除く。)に関する事務を市長の職務権限により実施することに伴い、関係する条例中に定められる教育委員会の権限に関する事項を市長の権限に関する事項とする改正を行うほか、所要の改正を行うものです。

2 内容

1 次に掲げる条例において規定される教育委員会の権限に関する事項を市長の権限に関する事項とする改正を行います。

- (1) 大和高田市運動場条例
- (2) 大和高田市立総合体育館条例
- (3) 大和高田市立武道館条例
- (4) 大和高田市文化会館条例

2 その他所要の改正

3 施行期日

令和3年4月1日

◇大和高田市議会基本条例

1 理由

市民に分かりやすく開かれた議会運営を目指し、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与するため制定するものです。

2 内容

- (1) 条例を制定する背景及び目的を規定します。(前文及び第1条関係)
- (2) 議会及び議員活動の原則を定めます。(第2条及び第3条関係)
- (3) 市民参加及び市民との連携、市民参加の機会について定めます。(第4条及び第5条関係)
- (4) 議会及び議員と市長等執行機関との関係について定めます。(第6条関係)
- (5) 議会審議における論点情報の形成、予算及び決算における政策説明、議会の合意形成について定めます。(第7条、第8条及び第9条関係)
- (6) 委員会の活動について定めます。(第10条関係)
- (7) 政務活動費について定めます。(第11条関係)
- (8) 議員研修の充実強化、議会事務局の体制整備、議会図書室、議会広報の充実について定めます。(第12条、第13条、第14条及び第15条関係)
- (9) 議員の政治倫理、議員定数、議員報酬について定めます。(第16条、第17条及び第18条関係)
- (10) 最高規範性、見直し手続について定めます。(第19条及び第20条関係)

3 施行期日

令和3年4月1日

条 例**条例第29号**

大和高田市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政組織条例の一部を改正する条例

大和高田市行政組織条例(平成19年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「財務部」を「総務部」に改め、同項第3号中「市民部」を「市民生活部」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第4号から第6号を1号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地域振興部

第2条第2項中「及び行財政改革・集中改革プラン」を削る。

第3条企画政策部の項第2号中「及び職員」を削り、同項第7号を削り、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「情報施策」を「情報政策」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「国際交流」の次に「及び観光」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 人事、研修及び福利厚生に関すること。

第3条財務部の項中「財務部」を「総務部」に改め、同項に次の3号を加える。

(6) 法制に関すること。

(7) 契約及び工事の検査に関すること。

(8) 他の部等の主管に属さない事項に関すること。

第3条市民部の項中「市民部」を「市民生活部」に改め、同項第4号から第7号までを削り、同項第8号中「及び安全」を削り、同号を同項第4号とし、同項第9号中「交通対策」を「生活安全」に改め、同号を同項第5号とし、同項に次の2号を加える。

(6) 環境保全及び公害対策に関すること。

(7) 廃棄物対策に関すること(環境建設部に属するものを除く。)

第3条市民生活部の項の次に次のように加える。

地域振興部

(1) 地域コミュニティに関すること。

(2) 産業振興に関すること。

(3) 統計に関すること。

(4) スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)

(5) 文化に関すること(文化財の保護に関するものを除く。)

第3条環境建設部の項第1号中「こと」の次に「(市民生活部に属するものを除く。)」を加え、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

条例第30号

大和高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

大和高田市固定資産評価審査委員会条例(昭和33年条例第24号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「1人」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第31号

税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月28日

大和高田市長 堀内 大造

税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例

(税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正)

第1条 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(昭和36年条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名中「税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例」の前に「大和高田市」を加える。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 大和高田市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(大和高田市介護保険条例の一部改正)

第3条 大和高田市介護保険条例(平成12年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第6条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、

「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

条例第32号

大和高田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように定める。

令和2年9月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

- (1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
- (2) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際の現に効力を有する教育委員会が行った処分、手続その他の行為又は現に教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、市長が行った処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
(大和高田市スポーツ推進審議会条例の一部改正)
- 3 大和高田市スポーツ推進審議会条例(昭和54年条例第5号)の一部を次のように改正する。
第2条中「大和高田市教育委員会(以下「教育委員会」という。))」を「市長」に、「教育委員会」を「市長」に改める。
第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第7条中「教育委員会事務局」を「地域振興部」に改める。
第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

条例第33号

大和高田市運動場条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市運動場条例等の一部を改正する条例

(大和高田市運動場条例の一部改正)

第1条 大和高田市運動場条例(昭和27年条例25号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の表大和高田市民運動場の項中「831番地の1」を「831番1」に改め、同表奈良県大和高田第二健民運動場の項中「20番地の2」を「20番2」に改める。

第2条から第6条までの規定、第8条、第9条及び第11条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(大和高田市立総合体育館条例の一部改正)

第2条 大和高田市立総合体育館条例(昭和57年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の表大和高田市立総合体育館の項中「1085番地の1」を「7番地43」に改める。

第3条中「大和高田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条から第9条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

(大和高田市立武道館条例の一部改正)

第3条 大和高田市立武道館条例(平成3年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の表大和高田市立武道館の項中「1085番地の1」を「7番地55」に改める。

第3条中「大和高田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条から第11条まで及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表備考中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(大和高田市文化会館条例の一部改正)

第4条 大和高田市文化会館条例(平成7年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までの規定、第8条、第9条及び第11条から第13条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表備考2 附属設備及びその使用料中「教育委員会」を「市長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際の現に効力を有する教育委員会が行った処分、手続その他の行為又は現に教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、市長が行った処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

条例第34号

大和高田市議会基本条例をここに公布する。

令和2年9月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会及び議員活動の原則(第2条・第3条)

第3章 市民と議会の関係(第4条・第5条)

第4章 議会と行政の関係(第6条)

第5章 議会運営(第7条—第9条)

第6章 委員会の活動(第10条)

第7章 政務活動費(第11条)

第8章 議会及び議会事務局の体制整備(第12条—第15条)

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第16条—第18条)

第10章 最高規範性を見直し手続(第19条・第20条)

附則

市民が地方自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っている。

市長は執行機関であり、市議会は議事機関であるという役割に違いがあるが、市民の代表機関としては対等な関係にある。市議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために、切磋琢磨し、協力し合いながら、大和高田市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

また、近年の地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権は拡大され、市議会の役割と責務もますます重要なものとなっている。市議会は、市長その他の執行機関の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、議員間の活発な討議により政策の立案及び提言を行う機関となることが求められている。そのため、市議会は、市民に分かりやすく開かれた議会運営の下、市民への情報提供と情報の共有化を図るとともに、市民との対話等を通じて意見を正しくくみ取り、大和高田市の行財政運営に反映させなければならない。

こうした認識を市民と共有し、市議会の使命を果たすため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき市民に身近な地方政府としての議会活動を実行することにより、市民全体の福祉の向上及び市政の発展とともに、歴史と文化と自然が生きづく活力と潤いのあるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員活動の原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた市民に開かれた議会を目指して活動する。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじなければならない。

2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の代表としてのふさわしい活動をしなければならない。

3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第4条 議会は、市民に対しその保有する情報を積極的に発信するとともに議会の活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開とする。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）にあっては、法第109条第5項及び法第115条の2の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
（市民参加の機会）

第5条 議会は、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する機会を設けるよう努めるものとする。

第4章 議会と行政の関係

（議会及び議員と市長等執行機関との関係）

第6条 議会の本会議における議員と市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して論点を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

第5章 議会運営

（議会審議における論点情報の形成）

第7条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、施策及び事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市政運営の指針における根拠又は位置付け
- (5) 関連する法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
（予算及び決算における政策説明）

第8条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

（議会の合意形成）

第9条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長の提出議案並びに市民の提案に関して審議し、結論を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

第6章 委員会の活動

（委員会の活動）

第10条 議会は、委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員会は、市民の要請に応じ、審査の経過等を説明するため、懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

3 委員会は、議会における政策立案及び提案を積極的に行うものとする。

第7章 政務活動費

(政務活動費)

第11条 議員は、政策立案又は提案を行うため、並びに調査及び研究に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、大和高田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第19号)を遵守しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、公平性、透明性の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、市民等から疑義が生じないよう、議長に対して証票類を添付した報告書を提出しなければならない。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室)

第14条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書館の整備及び図書の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第16条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって市民の疑惑を招くことのないよう、行動しなければならない。

(議員定数)

第17条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

2 議員定数の基準は、人口、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

(議員報酬)

第18条 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

第10章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第19条 この条例は、議会における最高規範であり、他の条例、規則、規程等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第20条 議会は、毎年1回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令

訓令第17号

令和2年度大和高田市立6保育所外国人講師派遣事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年9月14日

大和高田市長 堀内 大造

令和2年度大和高田市立6保育所外国人講師派遣事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱(設置)

第1条 令和2年度大和高田市立6保育所に外国人講師を配置するに当たり、当該外国人講師の派遣事業者(以下「契約候補者」という。)の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和2年度大和高田市立6保育所外国人講師派遣事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要項及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) プロポーザルに参加させる事業者の指名に関する事項
- (3) 提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価に関する事項
- (4) 契約候補者の決定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員8人以内をもって組織する。

2 委員長は、福祉部長をもってこれに充てる。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 福祉部次長
- (2) 児童福祉課長
- (3) 大和高田市保育所長会を代表する者
- (4) 大和高田市園長会を代表する者
- (5) 保育課指導主事

4 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、大和高田市福祉部保育課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

告示第136号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条及び第9条の2第2

項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和2年9月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和2年8月6日	2									
令和2年8月12日	2									
令和2年8月20日	1									
令和2年8月25日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地区	自転車	原動機付自転車
令和2年8月17日	大和高田市大字池田地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第137号

令和2年度国民健康保険税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年9月11日

大和高田市長 堀内 大造

1. この納入通知書の発送年月日

令和2年7月9日

2. 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第138号

令和2年度市民税・県民税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年9月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. 納税通知書の発送年月日

令和2年7月1日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 令和2年8月31日

変更後 令和2年9月30日

3. 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第139号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等

の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

令和2年9月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和2年12月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和2年6月1日から令和2年6月30日までの間

告示第140号

令和2年9月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和2年9月17日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和2年度大和高田市一般会計補正予算(第8号)
- 2 令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 3 令和2年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 4 令和2年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 5 令和2年度大和高田市水道事業会計補正予算(第2号)

令和2年度大和高田市一般会計補正予算(第8号)

令和2年度大和高田市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,294,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 分担金及び負担金		294,489	△69,287	225,202
	2. 負担金	290,229	△69,287	220,942
14. 使用料及び手数料		780,215	△3,674	776,541
	1. 使用料	472,520	△3,674	468,846
15. 国庫支出金		11,951,844	182,415	12,134,259
	1. 国庫負担金	4,235,981	4,672	4,240,653
	2. 国庫補助金	7,670,419	177,743	7,848,162
16. 県支出金		1,799,467	10,849	1,810,316
	2. 県補助金	488,815	10,849	499,664
18. 寄附金		3,801	10,140	13,941
	1. 寄附金	3,801	10,140	13,941
19. 繰入金		878,444	47,459	925,903
	1. 基金繰入金	878,444	47,459	925,903
21. 諸収入		483,370	△7,902	475,468
	4. 雑入	466,870	△7,902	458,968
22. 市債		3,969,400	76,500	4,045,900
	1. 市債	3,969,400	76,500	4,045,900
補正されなかった科目に係る額		15,886,970	0	15,886,970
歳入合計		36,048,000	246,500	36,294,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		11,794,547	△12,341	11,782,206
	1. 総務管理費	11,249,354	△23,363	11,225,991
	2. 徴税費	307,823	2,365	310,188
	3. 戸籍住民基本台帳費	140,991	8,657	149,648
3. 民生費		11,698,850	40,305	11,739,155
	1. 社会福祉費	5,417,345	30,589	5,447,934
	2. 児童福祉費	3,483,800	8,000	3,491,800
	3. 生活保護費	2,797,401	1,716	2,799,117
4. 衛生費		3,452,271	106,427	3,558,698
	1. 保健衛生費	1,652,216	106,427	1,758,643
6. 農林水産業費		130,619	5,102	135,721
	1. 農業費	130,619	5,102	135,721
9. 消防費		878,353	2,200	880,553
	1. 消防費	878,353	2,200	880,553
10. 教育費		3,003,321	104,807	3,108,128
	1. 教育総務費	544,612	12,849	557,461
	2. 小学校費	561,188	82,636	643,824
	5. 幼稚園費	276,066	2,069	278,135
	6. 社会教育費	428,854	7,253	436,107
	補正されなかった科目に係る額	5,090,039	0	5,090,039

歳出合計	36,048,000	246,500	36,294,500
------	------------	---------	------------

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎 建設事業	5,058,991	平成30年度	5,232	5,079,198	平成30年度	5,232
				令和元年度	2,117,312		令和元年度	2,117,312
				令和2年度	2,936,447		令和2年度	2,936,447
				令和3年度	—		令和3年度	20,207

第3表 債務負担行為補正

事項	期間	限度額
震度計移設工事	令和3年7月末まで	4,950千円

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災対策事業	千円 15,600	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 17,800	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
小学校校舎除却事業	128,700	〃	〃	〃	203,000	〃	〃	〃

令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,515,856千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
---	---	-------	-----	---

6. 県支出金		5,420,348	4,000	5,424,348
	3. 県負担金・補助金	5,420,348	4,000	5,424,348
10. 繰越金		14,719	190,000	204,719
	1. 繰越金	14,719	190,000	204,719
補正されなかった科目に係る額		1,886,789	0	1,886,789
歳入合計		7,321,856	194,000	7,515,856

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 基金積立金		100	190,000	190,100
	1. 基金積立金	100	190,000	190,100
11. 諸支出金		8,992	4,000	12,992
	1. 償還金及び還付加算金	8,500	4,000	12,500
補正されなかった科目に係る額		7,312,764	0	7,312,764
歳出合計		7,321,856	194,000	7,515,856

令和2年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

令和2年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136,762千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,285,062千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
---	---	-------	-----	---

8. 繰越金		0	133,297	133,297
	1. 繰越金	0	133,297	133,297
9. 諸収入		61,882	3,465	65,347
	3. 雑入	61,812	3,465	65,277
補正されなかった科目に係る額		7,086,418	0	7,086,418
歳入合計		7,148,300	136,762	7,285,062

「第8款 繰越金」を新設する。

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 基金積立金		76,161	69,801	145,962
	1. 基金積立金	76,161	69,801	145,962
7. 諸支出金		2,356	66,961	69,317
	1. 償還金及び還付加算金	2,356	66,961	69,317
補正されなかった科目に係る額		7,069,783	0	7,069,783
歳出合計		7,148,300	136,762	7,285,062

令和2年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,257千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ960,357千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
---	---	-------	-----	---

4. 繰越金		0	3,257	3,257
	1. 繰越金	0	3,257	3,257
補正されなかった科目に係る額		957,100	0	957,100
歳入合計		957,100	3,257	960,357

「第4款 繰越金」を新設する。

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合負担金		900,163	3,257	903,420
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	900,163	3,257	903,420
補正されなかった科目に係る額		56,937	0	56,937
歳出合計		957,100	3,257	960,357

令和2年度大和高田市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和2年度大和高田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度大和高田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業収益	1,952,118 千円	1,300 千円	1,953,418 千円
第1項 営業収益	1,817,477 千円	△35,000 千円	1,782,477 千円
第2項 営業外収益	134,566 千円	36,300 千円	170,866 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

第1款 水道事業費用	1,727,802千円	809千円	1,728,611千円
------------	-------------	-------	-------------

第1項 営業費用	1,659,133千円	809千円	1,659,942千円
----------	-------------	-------	-------------

(他会計からの補助金)

第3条 新型コロナウイルス感染症対策として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は36,300千円である。

告示第141号

差押調書を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年9月24日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和2年8月11日

令和2年8月20日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第142号

令和2年度国民健康保険税第1期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年9月24日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和2年度国民健康保険税第1期 令和2年8月24日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注） 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第143号

令和2年度固定資産税・都市計画税第1期、第2期を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年9月24日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日

令和2年8月25日

令和2年8月31日

- 2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注） 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第73号

入 札 公 告
（再度入札公告）

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年9月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和2年度大和高田市新型コロナウイルス感染症対策物品（便座クリーナー用ディスペンサー等）購入
2 納入場所	教育総務課分：大和高田市役所教育総務課（大和高田市大中100番地1） 保育課分：大和高田市立高田西保育所（大和高田市市場535番地1）
3 納入期限	令和2年11月30日（月）

4 業務内容等	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の登録を有する者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年9月3日(木)から令和2年9月15日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p>

	(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。) (1) 受付期限 令和2年9月28日(月)午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和2年9月30日(水)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和2年10月1日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年10月2日(金)午前10時00分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札

	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第74号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月8日

大和高田市長 堀内 大造

公告第75号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年9月9日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	浮孔小学校東校舎棟耐力度調査業務委託
2 履行場所	浮孔小学校（大和高田市 中三倉堂2丁目 地内）
3 履行期間	契約締結日から令和2年12月28日（月）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の市内「建築設計業務」又は市外「建築関係建設コンサルタント業務」に登録している者であること。 (2) 奈良県内に本店を有する者であること。 (3) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (4) 管理技術者として建築士法第2条第2項に定める一級建築士の

	<p>有資格者かつ、平成22年4月1日以降に学校建築の耐力度調査業務に従事した者を配置できる者であること。</p> <p>(5) 担当技術者として建築士法第2条第2項に定める一級建築士の有資格者を配置できる者であること。なお、(4)(5)に規定する技術者は兼ねることができるものとする。</p> <p>(6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(8) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(9) (6)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>①一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>②5の(3)にかかる建築士事務所登録証明書の写し</p> <p>③暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年9月10日（木）から令和2年9月18日（金）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を</p>

	<p>送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年9月28日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年9月29日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年10月1日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年10月2日（金）午前9時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

14 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
15 事後審査	落札候補者の優先順位により5の（4）及び（5）に係る確認審査を実施します。 （1）審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 （2）場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限比較価格	¥930,000－（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第76号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年9月9日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	大和高田市保健センター集団検診室等 室内改修工事
2 工事場所	大和高田市保健センター（大和高田市 西町 地内）
3 工事期間	契約締結日から令和3年1月22日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 （2）大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 （3）大和高田市内に本店を有する者であること。 （4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第2

	<p>25号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年9月10日(木)から令和2年9月16日(水)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>

8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和2年9月24日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年9月25日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年9月29日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年9月30日(水)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当す</p>

	る金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
16 最低制限比較価格	¥1,790,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第77号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年9月9日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	医師住宅ブロック塀改修工事
2 工事場所	医師住宅（大和高田市 大字大中 地内）
3 工事期間	契約締結日から令和2年12月28日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者

	<p>でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年9月10日（木）から令和2年9月16日（水）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年9月24日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年9月25日（金）午後5時まで</p>

	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年9月29日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年9月30日(水) 午前10時15分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
16 最低制限比較価格	¥1,730,000-(消費税等抜き)
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第78号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年9月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	秋吉地内（秋吉池）測量業務委託
2 履行場所	大和高田市 秋吉 地内
3 履行期間	契約締結日から令和3年2月26日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p>

	<p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年9月16日(水)から令和2年9月24日(木)まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和2年10月8日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年10月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年10月13日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>

1 1 入札保証金	免除します。
1 2 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年10月14日（水）午前10時50分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
1 4 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 5 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 6 最低制限比較価格	¥1, 100, 000－（消費税等抜き）
1 7 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 8 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第79号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和2年9月17日

大和高田市長 堀内 大造

1	公売財産の内容	別紙「公売財産目録」のとおり
2	公売の方法	せり売り

3	公 売 日 時	参加申込	令和2年9月25日13:00 から 令和2年10月12日23:00 まで		
		入札	令和2年10月16日13:00 から 令和2年10月18日23:00 まで		
		開札	令和2年10月19日10:00		
4	公売場所	インターネット上 Yahoo!官公庁オークションのページ (https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/)			
5	公売保証金及び 見積価額	別紙「公売財産目録」のとおり			
6	公売保証金納付 期限	令和2年10月26日 14:30			
7	売却決定	日時	令和2年10月19日	場所	大和高田市収納対 策室
8	買受代金納付期 限	日時	令和2年10月26日	(ただし、地方税法第19 条の7第1項ただし書その 他の法律の規定に基づき 滞納処分の続行の停止が あった場合を除く。	
9	買受人について の資格その他の 要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う			
10	その他	<p>1. 入札に参加するためには、参加申込が必要です。また、公売に参加するためには、上記参加申込期間中に、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。</p> <p>2. 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。</p> <p>3. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>4. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。</p> <p>公売物件の写真等については大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ (http://www.city.yamatotakada.nara.jp/auction/koubai/index.html) でご覧いただけます。</p>			
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出てください。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>					
<p>※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101 (内線236)</p>					

公売財産目録

売却区分番号	財産の表示	公売見積価額	公売保証金
1	銀色蓋付き丸鉢「峰」8点セット	2,000	200
2	白色柄取っ手付き楕円鉢「錦山」2点セット	500	100
3	白色柄付き縁付き皿「FORTUNE WORLD」2点セット	500	100
4	白色柄付き縁付き皿「松峰窯」9点セット	1,500	200
5	黄色丸鉢4点セット	1,000	100
6	白色湯飲み「橘吉」4点セット	800	100
7	白色湯飲み「香蘭社」「夢関」4点セット	800	100
8	朱色湯飲み「橘吉」5点セット	1,000	100
9	柄付き白色陶器製花瓶	200	100
10	黒色ワンポイント柄お盆	200	100
11	白色大平皿「Jyoto CHINA」	250	100
12	白色大平皿「Kristin Lee Stoneware」	500	100
13	黒色お盆1点・お椀5点・箸5点セット「彩蘭花」	500	100
14	白色柄入り大平皿	300	100
15	陶器製花柄灰皿「内喜陶苑」	300	100
16	ガラス製天板付き木製テーブル	5,000	500
17	神酒徳利8点セット	800	100
18	ガラス天板付き和風座卓(ローテーブル)	40,000	4,000

公告第80号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売しますので、同法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和2年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

1	公売財産の表示	公売公告付表のとおり
2	公売の方法	入札
3	公売日時	令和2年11月25日(水) 午前10時00分から

	公売保証金 納付期限	令和2年11月25日(水) 午前10時00分から 午前10時30分まで		
	入札	令和2年11月25日(水) 午前10時40分から 午前11時00分まで		
	開札	令和2年11月25日(水) 午前11時00分		
4	公売場所	大和高田市役所 4階会議室		
5	公売保証金及び見 積価額	公売公告付表のとおり		
6	売却決定の日時及 び場所	日時	令和2年12月2日(水) 午前10時00分	場所 大和高田市 収納対策室
7	買受代金納付期限	日時	令和2年12月2日(水) 午前11時30分	(ただし、地方税法第19条 の7第1項ただし書その他の 法律の規定に基づき滞納処 分の続行の停止があった場 合を除く。)
8	買受人についての 資格その他の要件	別紙「公売における注意事項」のとおり		
9	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 午前10時までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。 2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売保証金を納付いただく必要があります 3. 次順位買受制度の適用があります。 4. 公売財産が農地の場合は、大和高田市農業委員会にて、事前に買受適格証明書を取得し、当日持参してください。証明書の取得方法については、大和高田市農業委員会へ問い合わせてください。 5. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は、買受人の負担となります。 6. 大和高田市は、改正前民法の瑕疵担保責任を負いません。 7. その他については、別紙「公売における注意事項」をご覧ください。 8. 公売物件の地図・写真等については、大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ (http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction.html) でもご覧いただけます。 		
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>				
<p>※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101 (内線252)</p>				

公売公告付表	
売却区分 番号	大和高田市-2-3-1 大和高田市-2-3-2 大和高田市-2-3-3
公売財産の表示	<p><大和高田市-2-3-1> 所在 奈良県大和高田市大字松塚 地番 ①356番1、②357番3、 ③356番3、④356番4、⑤357番4 地目 ①、②：田(現況：畑) ③、④、⑤：公衆用道路(共有地) 地積 ①264.00m²、②180.00m²、 ③128.00m²、④43.00m²、⑤26.00m² 見積価額 820,000円、公売保証金 82,000円</p> <p><大和高田市-2-3-2> 所在 奈良県大和高田市大字松塚 地番 496番 地目 田 地積 1,000.00m² 見積価額 2,230,000円、公売保証金 223,000円</p> <p><大和高田市-2-3-3> 所在 奈良県大和高田市大字松塚 地番 667番2 地目 畑 地積 981.00m² 見積価額 1,870,000円、公売保証金 187,000円</p> 以上登記簿による表示
公売財産の概要 (地域概要)	<p><大和高田市-2-3-1> ・近鉄大阪線『松塚駅』から北へ約240mの畑。 ・西側は民家、東側は田に挟まれている。南側はこれらの所有者との共有の土地(敷地内道路として使用)を利用して西側の市道(高60号線)と接している。</p> <p><大和高田市-2-3-2> ・近鉄大阪線『松塚駅』から北へ約700mの田。 ・南側は、市道(高60号線)から西に伸びた里道に接している。</p> <p><大和高田市-2-3-3> ・近鉄大阪線『松塚駅』から北へ約1.1kmの畑。 ・東側は、水路を挟んで、市道(高50号線)から北に伸びた里道と接している。</p>
公売財産の概要 (行政的条件)	・都市計画区域 市街化調整区域 ・建ぺい率(指定) 70% ・容積率(指定) 400% ・建築基準法第22条指定区域外

<p>公売財産の概要 (使用状況等)</p>	<p><大和高田市-2-3-1> ・登記地目は田であるが、現況地目は畑となっており、有姿は地上げされ、宅地造成されているが、市道(高60号線)と共有地で造成された敷地内道路と接している。 <大和高田市-2-3-2> ・代理人が耕作している。 <大和高田市-2-3-3> ・柿の木(古木と見られる)が植えられている。</p>
<p>その他 公売条件等</p>	<p>・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・現在、敷地利用している個人および事業者との協議は、当事者間で行ってください。</p>

(別紙)

公売における注意事項

<p>入札の方法</p>	<p>所定の入札書により入札してください。代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。</p>
<p>開札の方法</p>	<p>入札書は、入札者の立会で開札します。</p>
<p>公売保証金の納付</p>	<p>公売保証金は、入札を行う前に担当職員に納付してください。納付したあとでなければ入札を行うことができません。</p>
<p>最高価申込者の決定</p>	<p>見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定します。</p>
<p>次順位買受申込者の決定</p>	<p>国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、開札の場所において、最高価申込者の決定後直ちに次順位による買受の申込があるときは、次順位買受申込者とします。</p>
<p>追加入札とくじ</p>	<p>最高の同価額入札者2人以上あるときは、更に入札を行って最高価申込者を決定し、なお、その追加入札の価額が同じときは、くじで最高価申込者を決定します。</p>
<p>追加入札と棄権</p>	<p>追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をした場合、または追加入札をすべきものが入札しなかった場合には、国税徴収法第108条の規定が適用されることがあります。</p>
<p>再度入札</p>	<p>入札の日時に入札者がいないとき、または入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。</p>
<p>入札書についての制限</p>	<p>一旦提出した入札書は、引換え、変更または取消しをすることができません。</p>
<p>買受人の制限</p>	<p>公売保証金の納付がない場合、その他公売公告の事項に違反した場合、または国税徴収法第92条、第108条第1項等法令の規定により買受人となることができない者、大和高田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び第2条第2号に規定する暴力団員は、公売財産を買い受けることができません。</p>

	<p>公売財産が農地である場合、買受人は大和高田市農業委員会が買受適格証明書を発行した人に限られます。</p>
権利移転の時期	<p>買受人は、買受代金を完納した時に公売財産を取得します。</p>
危険負担移転の時期	<p>公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金の完納の時です。買受代金完納後は、買受人の所有となりますので、財産の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。</p>
権利移転に伴う費用の負担	<p>権利移転登記についての登録免許税その他の費用は、買受人の負担になります。買受人は買受代金納付の時に、この費用を提出してください。 また、後日、不動産取得税（県税）、毎年の固定資産税（市町税）が課税されます。</p>
売却決定の取消し	<p>買受代金納付前に公売財産に係る滞納税が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。</p>
公売保証金の没収	<p>買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかったことにより売却決定が取り消された場合には、その者が納付した公売保証金はその公売に係る滞納税に充て、残余金があるときはこれを滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は、大和高田市に帰属します。</p>
権利移転の手続	<p>権利移転のための登記等は、大和高田市で行います。指定した日までに所有権移転登記請求書を必ず提出してください。</p>
権利移転のための必要書類等	<p>買受代金を完納したときに、次の書類を提出してください。（開札後、最高価申込者に決定された方にはご説明します。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 売却決定通知書 2 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は登記事項証明書 3 登録免許税相当の収入印紙または領収証書 4 固定資産評価証明書または同通知書 5 郵送料（500円程度）
公売保証金の返還について	<p>最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還します。ただし、営業者については、その領収証書に収入印紙（200円）の貼付、消印が必要です（※保証金が5万円未満の場合は不要）。</p>

（ご注意）

- ・入札箱に入札書をいれる前に、もう一度金額に誤りがないか、訂正をしていないかを確認してください。誤りなどがあった場合は、新しい入札書に書き直して入札箱に入れてください。
- ・同一人が2以上の入札書をいれることはできません。
- ・公売当日は印鑑（認印可）をご持参ください。※代理人が入札する場合は委任状及び代理人の身分証明書（運転免許証等）と代理人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者の身分証明書（運転免許証等）と代表者印

公告第81号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和2年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	浮孔小学校既存校舎解体工事
2 工事場所	浮孔小学校(大和高田市 中三倉堂2丁目 地内)
3 工事期間	契約締結日から令和3年3月26日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がA又はB級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項における解体工事の建設業許可を有する者であること。</p> <p>(5) 建築工事に関する監理技術者又は主任技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>(6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(8) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(9) (6)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>③ 建設業許可証明書等の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間</p>

	<p>令和2年9月28日（月）から令和2年10月2日（金）まで。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の配布	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和2年9月28日（月）から令和2年10月2日（金）まで。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年10月22日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年10月23日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年10月27日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p>

	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年10月28日(水) 午前10時15分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
1 6 事後審査	落札候補者の優先順位により5(5)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階 環境建設部契約監理室
1 7 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
1 8 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
1 9 最低制限比較価格	¥67,190,000- (消費税等抜き)
2 0 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
2 1 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 2 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	葛城コミュニティセンター外壁改修工事
2 工事場所	葛城コミュニティセンター（大和高田市 大字曾大根 地内）
3 工事期間	契約締結日から令和3年3月26日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年9月28日（月）から令和2年10月2日（金）まで。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1</p>

	<p>時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年10月15日（木）午後5時まで。</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年10月16日（金）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年10月20日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年10月21日（水）午前10時</p>

	<p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 最低制限比較価格	<p>¥16,150,000-（消費税等抜き）</p>
17 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
18 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第83号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年9月28日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市立病院施設維持管理業務委託
2 履行場所	大和高田市立病院
3 履行期間	令和3年1月1日から令和5年9月30日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこ</p>

	<p>と。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 令和2・3・4年度本市競争入札参加資格者名簿(清掃・警備・建物管理業務)に種目「建物管理」で登録していること。</p> <p>(6) 近畿2府4県において病床数300床以上の総合操作盤及び防災センターを設置している病院で、24時間の施設常駐管理及び設備保守点検業務の元請け受託実績(平成27年4月1日～令和2年3月31日の間で2年以上継続し履行した業務実績)を有する者 ※病院とは、国が開設する病院若しくは医療法第31条に規定する公的医療機関又はこれらに準ずるものと市が認める病院(独立行政法人等の病院)とする。</p> <p>(7) 次に掲げる有資格者を自社社員で配置することができる者 ①電気主任技術者(第3種以上) ②1級ボイラー技士(ボイラー取扱作業主任者) ③2級ボイラー技士 ④第1種圧力容器取扱作業主任者 ⑤危険物取扱責任者(乙種4類) ⑥自衛消防業務講習修了者 ⑦エネルギー管理員 ⑧電気工事士(1種又は2種) ⑨消防設備点検資格者</p> <p>(8) 過去5年以内に総合操作盤を有する建築物の常駐管理実務経験を1施設で継続して1年以上有する者を統括責任者として自社社員で配置することができる者 ※(8)は、(7)を兼任することができます。</p> <p>(9) 当該業務を仕様書に基づき人員を配置し、確実に業務を履行できる者であること。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)しています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。 ア 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式) イ 暴力団排除に関する誓約書(指定様式) ウ 5(6)については別紙(様式1)の業務実績調書と当該業務書の写し エ 5(7)については①から⑨までの有資格配置予定者の資格証の写し及びその有資格者が自社社員である証明書(雇用保険被保険者取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し等) オ 5(8)については別紙(様式2)の業務責任者の経歴書及びその</p>

	<p>業務責任者が自社社員である証明書(雇用保険被保険者資格取得確認 通知書又は社会保険加入証明書の写し等) (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)とします。 (4) 受付期間 令和2年9月29日(火)から令和2年10月9日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。) (1) 受付期限 令和2年10月19日(月)午後5時まで (2) 送信先 大和高田市 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和2年10月20日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和2年10月22日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便</p>

	によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年10月23日（金）午前10時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥133,230,000円（消費税等抜き）
17 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第16号

令和2年9月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和2年9月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

3分の1の数 18,634 人
 6分の1の数 9,317 人
 50分の1の数 1,118 人

選挙管理委員会告示第17号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年9月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和2年9月8日(火) 午後1時00分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1
 大和高田市役所 3階 小会議室

3 議案

第1号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者について
 第2号 その他

監査委員

監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定により、令和元年度出資団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年9月18日

大和高田市監査委員 田中 俊男
 同 南 幾一郎

第1. 監査の概要

- 1. 監査の対象 大和高田市土地開発公社
 令和元年度 出納その他の事務
- 2. 監査の期間 令和2年7月1日～令和2年7月31日
- 3. 監査の結果 今回の監査は、令和元年度の決算状況及び財務諸表等の資料、書類について照合、点検及び事情聴取等により実施した。その概要と結果については、次のとおりである。

(注) 文中に用いる金額及び各表中に表示する数値の単位は、原則として小数点以下第2位を四捨五入とした。

第2. 事業の概要

1. 事業の目的

大和高田市土地開発公社（以下「公社」という。）は、公共用地等の取得に対処し、「公有地の拡大の推進に関する法律」を根拠として、大和高田市における公共用地の先行取得、管理、処分等をおこなうことにより、効果的かつ計画的な土地利用を推進し、地域の秩序ある都市整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。

なお、公共用地の先行取得として買収した近鉄高田駅北側公共用地の適正な維持管理をおこなうため、営業外事業として臨時有料駐車場を開設している。

2. 設立と沿革

前述の事業を目的として、昭和48年1月31日に奈良県知事の許可を受け、財団法人大和高田市開発公社を組織変更して、特別法人大和高田市土地開発公社を設立したものである。

なお、基本財産500万円は全額大和高田市よりの出資金であり、その事務所は大和高田市役所内に設置されている。

3. 組織

公社の管理組織は、下記のとおり理事会の下に事務局を置き、公社職員数は令和2年3月31日現在、大和高田市からの派遣職員5名（5名兼務）をもって構成されている。

(管理組織図)



理事長 — 常務理事 — 事務局長 — 事務局長補佐 — 庶務係

4. 事業実施状況

令和元年度の事業実施状況は、次のとおりである。

(1) 取得

事業名	面積 (㎡)	取得価格 (円)	備考
大和高田・当麻線街路事業用地(大字市場)	273.66	19,824,628	
合計	273.66	19,824,628	

(2) 売却

事業名	面積 (㎡)	売却価格 (円)	備考
大和高田・当麻線街路事業用地(大字市場)	691.08	220,722,258	
合計	691.08	220,722,258	

第3. 計数及び預金等の確認

本年度の財務諸表の計数、総勘定元帳、補助簿及び証ひょう書類と照合し、預金については在

高証明書により確認したところ、計数は正確であることが認められた。

第4. 財務に関する事務について

財務に関する事務については、適正に処理されていた。

第5. むすび

本年度は、大和高田・当麻線街路事業用地の先行取得及び市による一部買戻しがおこなわれ、その結果、資産残高及び借入金残高は減少となっている。資金調達にあたっては、借入利率の動向に注視し、借入先と十分な協議をおこない、調達コストの低減を図りながら、計画的な都市環境整備に努められたい。

また、長期保有資産については、有効活用と適正な処分について調査・検討を図り、効率的な経営の健全化に努力されたい。

公営企業

上下水道事業告示第9号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

令和2年9月1日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
北川燃料住専店	北川 義人	奈良県御所市大字小林41番地

上下水道事業告示第10号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和2年9月1日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
北川ガス 株式会社	北川 賢人	奈良県御所市大字小林41番地